

近江八幡市ポイ捨ての禁止等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、近江八幡市ポイ捨ての禁止等に関する条例（令和6年近江八幡市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(ポイ捨て禁止指導員)

第3条 市長は、条例第4条に規定する命令及び条例第13条に規定する過料の処分に係る事務を行わせるため、ポイ捨て禁止指導員を置くことができる。

2 ポイ捨て禁止指導員は、市長が委嘱又は任命する。

3 ポイ捨て禁止指導員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 ポイ捨て禁止指導員は、その事務を執行する場合において、その身分を示すポイ捨て禁止指導員証（別記様式第1号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 ポイ捨て禁止指導員は、その身分を失った場合及びポイ捨て禁止指導員証の有効期限を経過した場合は、ポイ捨て禁止指導員証を返却しなければならない。

6 ポイ捨て禁止指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(環境美化重点区域の指定)

第4条 条例第11条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 環境美化重点区域の区域

(2) 環境美化重点区域の指定年月日

2 前項の規定は、環境美化重点区域の指定を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(過料)

第5条 条例第13条の過料の額は、3,000円とする。

2 市長は、条例第13条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分

を受ける者に対し、あらかじめ告知書兼弁明書（別記様式第2号）によりその旨を告知し、弁明の機会を付与するものとする。

3 市長は、条例第13条の規定により過料の処分をするときは、当該処分を受ける者に対し、過料処分通知書（別記様式第3号）を交付し、過料を徴収する。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。